

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)。

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 光会中野内科医院
- ① 財団 社団・(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市安佐北区亀山七丁目1番6号
- (3) 設立認可年月日 昭和62年 9月22日
- (4) 設立登記年月日 昭和62年10月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団光会中野内科医院	広島市安佐北区亀山7-1-6	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月24日 令和2年度決算の決定

令和4年 9月16日 令和4年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 光会 中野内科医院 ※医療法人整理番

所在地 広島市安佐北区亀山七丁目1番6号

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資産額 206,211千円
2. 負債額 11,474千円
3. 純資産額 194,737千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	193,149
B 固定資産	13,062
C 資産合計 (A+B)	206,211
D 負債合計	11,474
E 純資産 (C-D)	194,737

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 光会 中野内科医院

※医療法人整理番

所在地 広島市安佐北区亀山七丁目1番6号

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	✓・193,149	I 流 動 負 債	11,474
II 固 定 資 産	✓ : 13,062		
1有形固定資産	2,913	負 債 合 計	✓・11,474
2無形固定資産	146	純 資 産 の 部	
3その他の資産	10,003	科 目	金 額
		I 出 資 金	30,000
		II 積 立 金	164,737
		純 資 産 合 計	✓ 194,737
資 産 合 計	✓ 206,211	負 債 ・ 純 資 産 合 計	✓ : 206,211

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 光会 中野内科医院

※医療法人整理番

--	--	--	--	--

所在地 広島市安佐北区亀山七丁目1番6号

損益計算書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,446
2 事業費用	85,175
本来業務事業利益	12,271
事業利益	12,271
II 事業外収益	4,456
III 事業外費用	0
經常利益	16,727
IV 特別利益	603
V 特別損失	0
税引前当期純利益	17,330
法人税等	4,393
当期純利益	12,937

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 光会中野内科医院
所在地 広島市安佐北区龜山七丁目1番6号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者
該当なし

(2) 個人である関係事業者
該当なし

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 光会中野内科医院

理事長 中野 寛二 殿

私は、医療法人社団光会中野内科医院の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月18日

医療法人社団 光会中野内科医院

監事